

# 兵庫県公報

平成29年6月30日 金曜日 第2913号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 平成21年兵庫県告示第300号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	4
○ 建築基準法に基づく構造計算適合性判定機関の指定の更新（建築指導課）	7
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	7
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	8

## 告 示

### 兵庫県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 東芦田土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理 事	山 口 元	丹波市青垣町東芦田1391番地1
同	芦 田 淺 己	同 市青垣町東芦田1477番地1
同	釣 卷 利 勝	同 市青垣町東芦田1111番地
同	芦 田 英 介	同 市青垣町東芦田726番地1
同	蘆 田 浩 明	同 市青垣町東芦田450番地
同	蘆 田 透	同 市青垣町東芦田234番地
同	大 西 重 春	同 市青垣町東芦田167番地
同	長 井 真 澄	同 市青垣町東芦田1063番地
同	細 見 共 行	同 市青垣町東芦田1386番地
監 事	芦 田 七 郎	同 市青垣町東芦田457番地
同	小 寺 正 晴	同 市青垣町東芦田678番地2

#### 就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理 事	山 口 元	丹波市青垣町東芦田1391番地1
同	芦 田 淺 己	同 市青垣町東芦田1477番地1
同	荻 野 一 喜	同 市青垣町東芦田82番地8
同	芦 田 悟	同 市青垣町東芦田896番地1
同	古 川 一	同 市青垣町東芦田448番地
同	蘆 田 透	同 市青垣町東芦田234番地
同	小 寺 翔	同 市青垣町東芦田612番地1
同	芦 田 亨	同 市青垣町東芦田2272番地

同	細 見 共 行	同	市青垣町東芦田1386番地
監 事	芦 田 七 郎	同	市青垣町東芦田457番地
同	小 寺 正 晴	同	市青垣町東芦田678番地 2

## 太田土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

氏 名
村 岡 元三郎
中 西 正 一
中 西 良 正
小 坪 好 和
村 岡 義 正
若 林 司
原 田 昇
柳 本 芳 明
西 田 昌
中 西 智
中 島 拓 次
中 本 隆 明

住 所
丹波市山南町太田328番地
同 市山南町太田318番地
同 市山南町太田275番地
同 市山南町太田475番地 1
同 市山南町太田778番地
同 市山南町青田590番地 2
同 市山南町青田508番地
同 市山南町大谷108番地 1
同 市山南町大谷61番地 1
同 市山南町太田795番地
同 市山南町青田330番地
同 市山南町大谷59番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

氏 名
村 岡 元三郎
中 西 正 一
中 西 良 正
小 坪 好 和
村 岡 義 正
若 林 司
原 田 昇
東 田 正 一
中 本 隆 明
中 西 智
中 島 拓 次
本 田 光 夫

住 所
丹波市山南町太田328番地
同 市山南町太田318番地
同 市山南町太田275番地
同 市山南町太田475番地 1
同 市山南町太田778番地
同 市山南町青田590番地 2
同 市山南町青田508番地
同 市山南町大谷68番地 3
同 市山南町大谷59番地
同 市山南町太田795番地
同 市山南町青田330番地
同 市山南町谷川4108番地10

## 西治土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

氏 名
高 橋 一 成
牛 尾 繁 実
高 原 光 則
高 原 好 機
牛 尾 裕
中 農 彰
宮 内 富 夫
藤 本 茂 樹
西 村 宗 一
牛 尾 孝 三
牛 尾 基 好

住 所
神崎郡福崎町西治1288番地 1
同 郡同 町西治1261番地
同 郡同 町西治1387番地
同 郡同 町西治1217番地 2
同 郡同 町西治1271番地
同 郡同 町西治1216番地
同 郡同 町西治940番地 2
同 郡同 町西治1338番地 1
同 郡同 町西治951番地
同 郡同 町西治533番地 2
同 郡同 町西治1424番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

氏 名
高 橋 一 成
牛 尾 繁 実

住 所
神崎郡福崎町西治1288番地 1
同 郡同 町西治1261番地

同	高 原 光 則	同 郡同	町西治1387番地
同	高 原 好 機	同 郡同	町西治1217番地 2
同	牛 尾 裕	同 郡同	町西治1271番地
同	中 農 彰	同 郡同	町西治1216番地
同	宮 内 富 夫	同 郡同	町西治940番地 2
同	藤 本 茂 樹	同 郡同	町西治1338番地 1
監 事	西 村 宗 一	同 郡同	町西治951番地
同	牛 尾 孝 三	同 郡同	町西治533番地 2
同	牛 尾 基 好	同 郡同	町西治1424番地



**兵庫県告示第673号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成29年 6 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
西脇市西脇土地改良区	平成29年 5 月 18 日



**兵庫県告示第674号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 6 月 16 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年 6 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	今田地区	平成29年 6 月 30 日から 同 年 7 月 20 日まで	篠山市役所
同 上	鮎屋川地区	同 上	洲本市役所 南あわじ市役所



**兵庫県告示第675号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 6 月 30 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 6 月 30 日から 2 週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西宮宝塚線	宝塚市伊子志4丁目157番から 同市伊子志4丁目135番1まで	旧	11.0から 12.0まで	185.0	
		新	15.0から 15.0まで	185.0	



**兵庫県告示第676号**

平成21年兵庫県告示第300号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 6 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

下里(1)Ⅰ(120000156)の項中別図65、中村Ⅱ(120000166)の項中別図75、川西(2)Ⅱ(120000168)の項中別図77、小柿(3)Ⅱ(120000174)の項中別図83、川原(1)Ⅱ(120000176)の項中別図85、布木Ⅱ(120000179)の項中別図88、上村(2)Ⅱ(120000183)の項中別図92、大谷川二Ⅰ(220000138)の項中別図168、高坂川Ⅰ(220000140)の項中別図170、互屋谷川Ⅰ(220000143)の項中別図173、入道谷川Ⅱ(220000157)の項中別図187、小田西谷Ⅱ(220000159)の項中別図189を改める。



**兵庫県告示第677号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 6 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
山田Ⅰ (120000126)	三田市木器（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下槻瀬(2)Ⅱ (120000149)	三田市下槻瀬（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
志手原(3)Ⅲ (120000152)	三田市下槻瀬（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下里(1)Ⅰ (120000156)	三田市下里（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下里(2)Ⅰ (120000157)	三田市下里（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
酒井Ⅰ (120000159)	三田市酒井（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

下里(3)Ⅰ (120000160)	三田市下里(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小柿(1)Ⅰ (120000161)	三田市小柿(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
波豆川(1)Ⅱ (120000163)	三田市波豆川(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
波豆川(2)Ⅱ (120000164)	三田市波豆川(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中村Ⅱ (120000166)	三田市波豆川(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
波豆川(6)Ⅱ (120000167)	三田市波豆川(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
川西(2)Ⅱ (120000168)	三田市下槻瀬(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
川西(3)Ⅱ (120000169)	三田市下槻瀬(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山田(3)Ⅱ (120000170)	三田市木器(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
川西(4)Ⅱ (120000171)	三田市下槻瀬(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下里(4)Ⅱ (120000172)	三田市下里(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
酒井(2)Ⅱ (120000173)	三田市酒井(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小柿(3)Ⅱ (120000174)	三田市小柿(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
十倉(1)Ⅱ (120000175)	三田市十倉(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
川原(1)Ⅱ (120000176)	三田市川原(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
川原(2)Ⅱ (120000177)	三田市川原(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
末吉Ⅱ (120000178)	三田市末吉(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
布木Ⅱ (120000179)	三田市布木(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
小柿(4)Ⅱ (120000180)	三田市小柿(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小柿(6)Ⅱ (120000181)	三田市小柿(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

上村(1)Ⅱ (120000182)	三田市小柿 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上村(2)Ⅱ (120000183)	三田市小柿 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
小柿(7)Ⅱ (120000184)	三田市小柿 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小柿(8)Ⅱ (120000185)	三田市小柿 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
小柿(9)Ⅱ (120000186)	三田市小柿 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
波豆川(7)Ⅲ (120000189)	三田市波豆川 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鈴鹿(2)Ⅲ (120000190)	三田市鈴鹿 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
十倉(2)Ⅲ (120000191)	三田市酒井 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
田中(3)Ⅲ (120000193)	三田市田中 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
小柿(10)Ⅲ (120000194)	三田市小柿 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
小柿(11)Ⅲ (120000195)	三田市小柿 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
七松谷川Ⅰ (220000131)	三田市上槻瀬 (別図38のとおり)	土石流	別図38のとおり
見比川Ⅰ (220000135)	三田市小柿 (別図39のとおり)	土石流	別図39のとおり
大谷川ⅡⅠ (220000138)	三田市小柿 (別図40のとおり)	土石流	別図40のとおり
高坂川Ⅰ (220000140)	三田市小柿 (別図41のとおり)	土石流	別図41のとおり
川原西谷Ⅰ (220000142)	三田市川原 (別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり
互屋谷川Ⅰ (220000143)	三田市末吉 (別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
十倉中谷Ⅰ (220000146)	三田市十倉 (別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり
大里Ⅰ (220000149)	三田市下里 (別図45のとおり)	土石流	別図45のとおり
小野北上谷Ⅱ (220000155)	三田市小柿 (別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり

入道谷川Ⅱ (220000157)	三田市市之瀬 (別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり
木器ⅠⅡ (220000158)	三田市木器 (別図48のとおり)	土石流	別図48のとおり
小田西谷Ⅱ (220000159)	三田市下槻瀬 (別図49のとおり)	土石流	別図49のとおり
西川西谷Ⅱ (220000160)	三田市下槻瀬 (別図50のとおり)	土石流	別図50のとおり
見比北谷Ⅱ (220000161)	三田市小柿 (別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり
村上南谷Ⅱ (220000162)	三田市小柿 (別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
末吉ⅠⅡ (220000167)	三田市末吉 (別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
木器東谷Ⅱ (220000170)	三田市木器 (別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
木器西谷Ⅱ (220000171)	三田市木器 (別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
木器北谷Ⅱ (220000172)	三田市木器 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
木器中谷Ⅱ (220000173)	三田市木器 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
波豆川Ⅱ (220000183)	三田市波豆川 (別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり

(別図 1 から別図58までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第678号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を行わせることができる機関として、次のとおり指定を更新した。

平成29年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	住所	事務所の名称及び所在地	指定の期間
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター構造計算適合性判定センター 神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号	平成29年6月20日から5年間



**兵庫県告示第679号**

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 6月30日

北播磨県民局長 貝 塚 史 利

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加東市河高3012番 1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
河高地区	加東市河高4026番 3

- 3 指定する理由  
加東市河高地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項及び同条第 8 項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成 29 年 7 月 1 日から次のとおり変更する。

平成 29 年 6 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの 4 万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10 トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成 10 年以降、漁業生産量は 1 万 7 千トン前後で推移していたが、平成 21 年以降は 1 万 3 千トン台となった。一時は 300 トンまで減少していたずわいがにの生産量は 1 千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第 1 種及び第 2 種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第 1 種及び第 2 種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

- 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(i) 第 1 種特定海洋生物資源の平成 28 年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月まで	若干

まいわし	平成28年1月から平成28年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	若干
するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	

- (2) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚種	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成29年1月から平成29年12月まで	若干
まいわし	平成29年1月から平成29年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	若干
するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	

### 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

- (2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣り漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。
- (3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚種	採捕の種類	海域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成29年5月6日から 平成29年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成29年4月20日から 平成29年6月15日まで	3,140

### 5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

### 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。